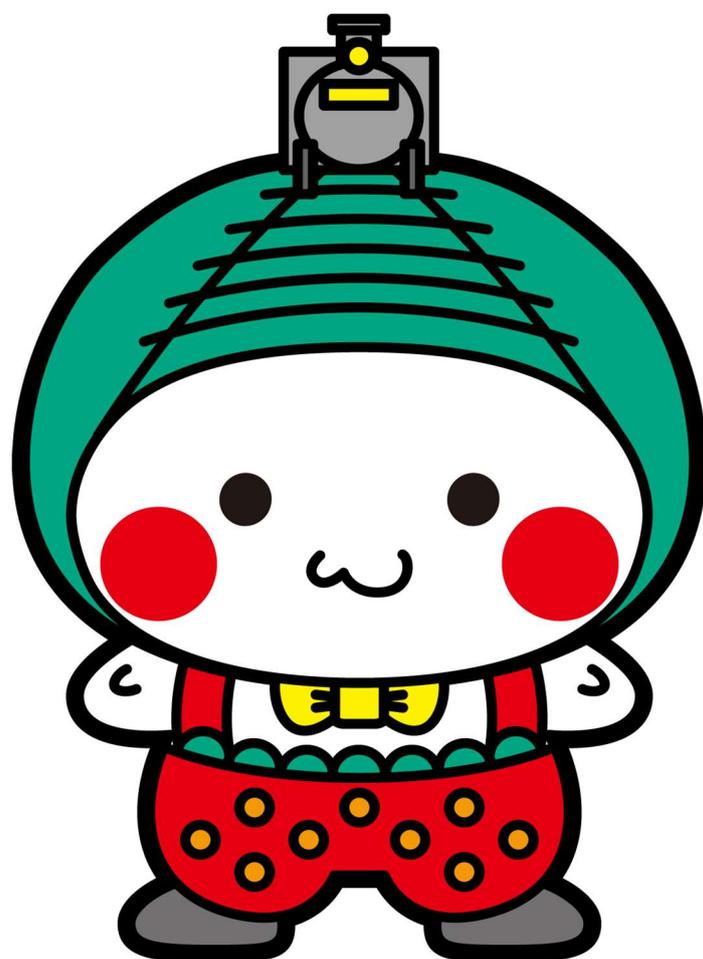


# 真岡市 事業所向け支援制度 ガイドブック

令和5年度



真岡市商工観光課



# 目 次

## 補 助 金

### ○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

- 真岡市企業立地促進事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 真岡市企業立地緑化促進事業補助金・・・・・・・・・・・・ 4
- 真岡市企業立地雇用促進補助金・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 真岡市企業立地促進水道料金補助金・・・・・・・・・・・・ 6
- 真岡市企業定着促進事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金・・・・・・・・ 8
- 栃木県産業定着集積促進支援補助金・・・・・・・・・・・・ 9
- 栃木県企業立地・集積促進補助金・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 栃木県本社機能等立地支援補助金・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 栃木県オフィス移転推進補助金・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 産業立地促進資金（県融資制度）
  - 1.新規立地促進融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - 2.グローアップ融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

### ○新たな取組による販路拡大をお考えのとき

- 真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金（創業者向け） ・・ 16
- 真岡市事業承継者支援補助金・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 真岡市小規模事業者支援補助金・・・・・・・・・・・・・・ 18

### ○特許等の出願をお考えのとき

- 真岡市産業財産権取得事業費補助金・・・・・・・・・・・・ 19

### ○新たな研究開発等をお考えのとき

- とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業
  - 1.創業分野：①創業支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - 2.戦略産業等分野：①技術高度化助成事業・・・・・・・・・・ 21
  - ：②販路開拓助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 脱炭素化技術育成支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- サポートユアビジネス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 世界一を目指す研究開発助成事業・・・・・・・・・・・・・・ 22
- とちぎグリーン成長産業創出支援事業・・・・・・・・・・・・ 23



## ○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

### 真岡市企業立地促進事業費補助金

真岡市は、企業の誘致を促進することにより、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、企業立地促進事業(※)を行う者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

(※)企業立地促進事業・・・企業が真岡第4工業団地、真岡第5工業団地、大和田産業団地に事業所を新增設する事業

名 称	真岡市企業立地促進事業費補助金
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真岡第4工業団地</li> <li>・真岡第5工業団地</li> <li>・大和田産業団地</li> </ul>
補助要件	<p>次に掲げる要件のすべてを満たす企業立地促進事業(※)を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①取得する用地の面積が1,000㎡以上であること</li> <li>②用地の取得から5年以内に事業所の操業を開始すること</li> <li>③固定資産税等を完納していること</li> </ul> <p>上記の規定にかかわらず、企業立地促進事業を行う者以外の者が用地を取得した場合において、企業立地促進事業を行う者と用地を取得した者を合わせて上記の要件を満たすと認められるときは、両者を補助対象者とする</p> <p>※企業立地促進事業・・・企業が真岡第4工業団地、真岡第5工業団地、大和田産業団地に事業所を新增設する事業</p>
助成内容	<p>企業立地促進事業に要した経費のうち、用地等投下固定資産総額の固定資産税等相当額</p> <p>(企業立地促進事業を行う者と用地を取得した者が別の場合は、企業立地促進事業を行う者と用地を取得した者を合わせて1億円を限度とする)</p>
限度額	1企業につき1億円(3年間の合計)
受付期間	通年
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進事業費補助金交付申請書</li> <li>・事業者概要調書</li> </ul>
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

※すべての用地が完売済です(R5.4 現在)

## ○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

### 真岡市企業立地緑化促進事業補助金

真岡市は、企業の立地及び工業団地内の緑化を促進するため、緑化事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市企業立地緑化促進事業補助金
対象地域	・真岡第5工業団地 ・大和田産業団地
補助要件	次に掲げる要件のすべてを満たす緑化事業を行う者 ①取得する用地の面積が1,000㎡以上であること ②用地の取得から5年以内に事業所の操業を開始すること ③当該事業所の操業を開始した日から2年以内に緑化事業（※1）をすること ④固定資産税等を完納していること （※1）緑化事業・・・当該敷地内に緑地（※2）を整備する事業 （※2）緑地・・・①10㎡を超える区画された土地で、10㎡当たり高木（成木時に高さが4m以上になる樹木）が1本以上、または20㎡当たり高木を1本以上及び低木（高木以上の樹木）が20本以上あること ②低木または芝その他の地被植物（除草剤等の手入れがされているもの）で地表が被われている土地
助成内容	当該敷地内における緑化事業に要した費用の1/3の額 （1㎡あたり1,500円を基準単価の上限）
限 度 額	1企業1回限りで500万円（1,000円未満の端数は切り捨て）
受付期間	通年
事前報告	原則として、緑地の設置に係る工事着手予定日の属する年度の前年度9月末日までに緑化事業計画の概要を市長に報告
申請書類	・企業立地緑化促進事業補助金交付申請書 ・緑化事業完了書
緑地の管理義務	補助金の交付を受けた者は、緑地について適切な管理を行わなければならない
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL：0285-83-8134

## ○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

### 真岡市企業立地雇用促進補助金

真岡市は、企業の立地を促進すること並びに雇用の創出及び拡大を図ることを目的に、市民を新規雇用する者に対して、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市企業立地雇用促進補助金
対象地域	・真岡第1工業団地 ・真岡第2工業団地 ・真岡第3工業団地 ・真岡第4工業団地 ・真岡第5工業団地・大和田産業団地 ・真岡商工タウン
補助要件	次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する者 ①真岡市企業立地促進事業補助金の交付対象者となる要件を満たすこと ②真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金の交付対象者となる要件を満たすこと 上記の規定にかかわらず、事業所を設置する者以外の者が用地を取得した場合においては事業所を設置する者と用地を取得した者とを合わせて上記の要件を満たすと認められるときは、事業所を設置する者を補助対象者とする
助成内容	新規雇用者(※)1人当たり25万円 ※新規雇用者は、新設、増設及び移転に伴い、当該事業所において新たに雇用する者で次のいずれにも該当する者 (1)当該事業所の事業開始の日において本市に住民登録をしている者又は事業開始日から2年以内に本市に転入し、住民登録をしている者 (2)当該事業開始日の1年前の日から事業開始日から2年を経過した日までの期間に新たに雇用した者で、1年以上継続して雇用する雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4号第1項の被保険者
限度額	土地の取得1件に対し、1企業1回限り1,250万円まで
受付期間	通年
事前報告	原則として、当該事業所の事業開始日が属する年度又は翌年度の9月末日までに雇用計画の概要を市長に報告
申請書類	・真岡市企業立地雇用促進補助金交付申請書(別記様式第2号) ・新規雇用者一覧表(別記様式第3号)
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

**真岡市企業立地促進水道料金補助金**

真岡市は、企業の立地を促進するため、当該工業団地に立地し、その事業所で真岡市水道事業からの給水を受ける者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市企業立地促進水道料金事業補助金
対象地域	・真岡第5工業団地 ・大和田産業団地
補助要件	補助の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする ①取得する用地の面積が、1,000 m <sup>2</sup> 以上であること ②用地の取得から5年以内に操業を開始すること ③水道料金、固定資産税等を完納していること
助成内容	水道の使用を開始した年度の翌年度から3年分の水道料金(※)のうち、年度分ごとに、水道料金の30%を交付(1,000円未満の端数は切り捨て)  ※水道料金・・・・・・真岡市水道事業給水条例第21条に規定されている料金
限 度 額	1年間100万円 3年間合計300万円
期 間	通年
事前報告	原則として、当該事務所の操業を開始する日の属する年度の前年度の9月末日までに事業計画の概要を市長に報告
申請書類	・真岡市企業立地促進水道料金補助金交付申請書(別記様式第2号) ・水道料金一覧表(別記様式第3号)
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

## ○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

### 真岡市企業定着促進事業費補助金

真岡市は、市内に立地する企業の工場等(事業に直接必要なもの)の新增設・建替え、基幹的設備の増設・更新を支援するために、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市企業定着促進事業費補助金
対象地域	・真岡第1工業団地 ・真岡第2工業団地 ・真岡第3工業団地 ・真岡第4工業団地 ・真岡第5工業団地 ・大和田産業団地 ・真岡商工タウン
補助要件	<p>補助の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす企業定着促進事業(※)を行う者</p> <p>①操業実績が5年以上ある者。ただし、真岡第4工業団地、真岡第5工業団地、大和田産業団地においては、企業立地促進事業費補助金の交付が終了していること</p> <p>②投下固定資産総額(建物、償却資産の取得額)が1億円以上である者 ただし、事業に直接必要な施設の増築・改築(償却資産含む)及び基幹的設備、及び太陽光発電システム等の設備の増設・更新が対象</p> <p>③上記投下固定資産に係る事業計画について事前協議を行い市長の承認を得ること(補助金交付の前年度9月までに)</p> <p>④雇用削減を伴う事業ではないこと</p> <p>⑤固定資産税等を完納していること</p> <p>(※)企業定着促進事業・・・操業の継続を目的に事業所及び基幹的設備の新增設、建替又は更新を行う事業</p>
助成内容	投下固定資産総額に係る固定資産税等相当額のうち100万円を超える額
限度額	1年間500万円 3年間合計1,500万円
受付期間	2028年3月31日まで
事前報告	原則として、企業定着促進事業を行う年度の前年度の9月末日までに、事業計画の概要について事前協議を行う
申請書類	・真岡市企業定着促進補助費補助金交付申請書(別記様式第1号) ・企業定着促進事業調書(別記様式第2号)
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

## ○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

### 真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金

真岡市は、工業団地内にある工場跡地(※1)への工場等の立地を支援するため、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

(※1)工場跡地・・・従前は、工場等の用に供されており、現在は操業されておらず、更地又は工場等が残存している工場地及び遊休化又は未利用の工業用地

名 称	真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真岡第1工業団地</li> <li>・真岡第2工業団地</li> <li>・真岡第3工業団地</li> <li>・真岡第4工業団地</li> <li>・真岡第5工業団地</li> <li>・大和田産業団地</li> <li>・真岡商工タウン</li> </ul>
補助要件	<p>補助の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす工業用地有効利用促進事業(※2)を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)取得する用地の面積が1,000㎡以上であること</li> <li>(2)用地の取得から3年以内に操業を開始する者</li> <li>(3)事業計画について事前協議を行い市長の承認を得ること</li> <li>(4)固定資産税等を完納していること</li> <li>(5)次の雇用者要件を満たしていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産の総額が5億円以下の場合は、5人以上の新規雇用</li> <li>・投下固定資産の総額が5億円超の場合は、10人以上の新規雇用</li> </ul> </li> </ul> <p>※2 工業用地有効利用促進事業・・・工業跡地を取得し、事業所を新設又は増設する事業</p>
助成内容	投下固定資産総額に係る固定資産税等相当額
限度額	1企業につき 1億円(3年間合計) 3年間以内
受付期間	2028年3月31日まで
事前報告	原則として、工業用地有効利用促進事業を行う年度の前年度の9月末日までに、事業計画の概要について事前協議を行う
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真岡市工業用地有効利用促進事業補助金交付申請書(別紙様式第1号)</li> <li>・工業用地有効利用促進事業調書(別紙様式第2号)</li> </ul>
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

## ○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

栃木県

### 栃木県産業定着集積促進支援補助金

栃木県内で生産活動する既存企業の工場等の新增設、建替え等を支援し、定着の促進を目的とする補助金です。

名 称	栃木県産業定着集積促進支援補助金
対象地域	栃木県内全域
補助要件	2021年4月1日から2026年3月31日までに工事請負契約等により工事着手した工場等(*1)を取得等し、操業を開始すること <交付要件> 次の要件を全て備えていること ①県内操業実績5年以上 ②栃木県内の工場等の常用雇用者数100人(中小企業は20人)以上で、操業日以降も原則として当該人数が維持確保されていること ③工場等の建物の取得経費が5億円(中小企業者は2億円)以上あること ※ただし、工場等の建物の取得経費が小規模(2,000万円超)であっても生産設備に係る投下固定資産税額(*2)が30億円を超える場合(以下、「大規模生産設備投資」という)は補助対象とする ※土地の取得は要件としない
補助対象	建物・生産設備
対象業種	製造業、植物工場道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、製造業又は植物工場に係る研究所
補助額	・建物：不動産取得税課税標準額の4% (カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業は、不動産取得税課税標準額の5%) ・生産設備：土地、建物、生産設備に係る投下固定資産額(*2)の合計額のうち30億円を超えた額に係る生産設備相当分の5% ・大規模生産設備投資：生産設備に係る投下固定資産額(*2)の合計額が30億円を超えた場合にその超えた額の5% 【フードバレー特認】食品関連企業の場合、生産設備に係る投下固定資産額の5%(下限額なし)
限度額	30億円(大規模生産設備投資の場合は1億円) ※栃木県企業立地・集積促進補助金を併用する場合はその合計額)
対象期限	2025年度
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL：028-623-3202

<令和5年4月時点>

\*1 工場等：工場、倉庫、事務所、研究所、植物工場(施設内で植物の生育環境(光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等)を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設)、その他これらと併せて設置する建物

\*2 生産設備に係る投下固定資産額：生産設備に係る固定資産税課税標準額

注) 産業定着集積促進支援補助金を申請するためには、工場等の建築等に着手する前(大規模生産設備投資にあつては生産設備を発注する前を含む)又は工場等を承継取得する前に事業計画書の提出が必要です。

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

栃木県

**栃木県企業立地・集積促進補助金**

栃木県への企業立地、研究開発機能や本社機能を有する工場等の立地の促進を目的とする栃木県の補助金です。

名 称	栃木県企業立地・集積促進補助金
補助要件	<p>1. 2021年4月1日から2026年3月31日までに対象となる土地を取得し、5年以内に工場(*1)等の建物を取得し、操業を開始すること</p> <p>&lt;対象となる土地&gt;</p> <p>①知事の定める産業団地 ・真岡第1～5工業団地 ・大和田産業団地</p> <p>②工業誘導地域(*2)で敷地面積9,000㎡以上</p> <p>③敷地面積10ha以上</p> <p>④上記①～③に該当しない工場跡地(*3)で敷地面積1,000㎡以上</p> <p>⑤上記①～④に該当しない県内の土地1,000㎡(製造業に限る)</p> <p>⑥上記①～④に該当しない県内の土地1ha以上 (道路貨物運送業、倉庫業、こん包業に限る)</p> <p>2. 2021年4月1日から2026年3月31日までに県内の土地を取得し、5年以内に研究開発機能または本社機能を有する工場等の建物を取得し、操業を開始すること</p> <p>3. 現在、所有する工場等敷地内に2021年4月1日から2026年3月31日までに工事請負契約等により工事着手した本社・研究開発機能を持つ建物を取得し、操業を開始すること</p> <p>・上記いずれの場合であっても、県内移転(*4)の場合は対象外(ただし、移転先が「上記①の産業団地」かつ「建物の延床面積が3,000㎡以上」である場合は対象)</p> <p>・上記④⑤の場合は、当該事業の開始に伴い正社員を新たに1人以上(本県に住民登録している者)、上記⑥の場合は、新たに5人以上(本県に住民登録している者)を雇用すること</p>
補助対象	土地・建物・生産設備
対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業(流通施設に限る)、植物工場、旧「頭脳立地法」に規定する16業種(*5)、データセンター(*6)
補助額	<p>・ 土 地：不動産取得税課税標準額の3%</p> <p>※以下に該当する企業は不動産取得税課税標準額の5% (①の企業は2023年度まで)</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産体制の見直し・強化を図る企業(製造業に限る)</p> <p>②食品関連企業</p> <p>③国のグリーン成長戦略の14分野うち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業</p> <p>・ 建 物：不動産取得税課税標準額の4%</p> <p>※以下に該当する企業は不動産取得税課税標準額の5% (①の企業は2023年度まで)</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産体制の見直し・強化を図る企業(製造業に限る)で県内に本社を置く中小企業</p> <p>②食品関連企業で県内に本社を置く中小企業</p> <p>③国のグリーン成長戦略の14分野うち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業については、建物に対する補助率も5%</p>

## ○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産設備：土地、建物、生産設備に係る投下固定資産額(*7)の合計額のうち30億円を超えた額に係る生産設備相当分の5% 【フードバレー特認】食品関連企業の場合、生産整備に係る投下固定資産額の5% (下限額なし)</li> </ul>
限度額	30億円(栃木県産業定着集積促進支援補助金を併用する場合はその合計額)
対象期限	2025年度
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL:028-623-3202

<令和5年4月時点>

- \*1 工場等：工場、倉庫、事務所、研究所、植物工場（施設内で植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設）、その他これらと併せて設置する建物
- \*2 工業誘導地域：農村産業法の産業導入地区、低開発地域工業開発促進法の低開発地域、過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域、工場立地法に規定する工場適地、都市計画法に規定する工業地域・工業専用地域
- \*3 工場跡地：従前は工場等の用に供されていた土地で、現在は操業されておらず、更地又は工場等が残存するもの（市街化調整区域に存するものを除く）
- \*4 県内移転：県内の既存工場等を閉鎖して、県内に新たに土地を求め工場等を新設すること
- \*5 旧頭脳立地法に規定する16業種：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、デザイン業、エンジニアリング業、自然科学研究所、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルタント業、機械設計業
- \*6 データセンター：電子計算機又はそれに関連する機器、設備等を設置し、データを管理することに特化した建物
- \*7 生産設備に係る投下固定資産額：生産設備に係る固定資産税課税標準額

注) 企業立地・集積促進補助金を申請するためには、土地の取得があった場合は土地の取得後6ヶ月以内に、土地の取得を伴わない場合は、工場等の建築に着手する前又は工場等を承継取得する前に事前届出書の提出が必要です。

## ○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

栃木県

### 栃木県本社機能等立地支援補助金

栃木県外に本社がある企業を栃木県に本社機能等設置を促進することを目的にした補助金です。

名 称	栃木県本社機能等立地支援補助金
対象地域	栃木県内全域
補助要件	2021年4月1日から2024年3月31日までに建物を賃借し、県内に本社機能等を新たに設置すること 次の要件のいずれかに該当すること ①地域再生法の「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者 ②県外に本社のある企業(直近決算期の売上高100億円超の企業に限る)
補助額	賃借料の2/3以内
補助期間	3年間
限度額	500万円/年
期 間	2023年度
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL:028-623-3202

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

栃木県

**栃木県オフィス移転推進補助金**

栃木県外に本社がある企業が栃木県にオフィス移転を促進することを目的にした補助金です。

名 称	栃木県オフィス移転推進補助金
対象地域	栃木県内全域
補助要件	2021年4月1日から2024年3月31日までに県内にオフィスを設置するため、新たに建物の賃借を開始すること 〈補助対象〉 次の要件を全て備えていること ①県外に本社を置く会社法第2条第1項に規定する会社 ②リモートワークを推進するために地方への移転や分散をする目的で設置するオフィスであること ③賃借する期間が原則として2年以上の契約であること
補助対象経費	オフィスの賃借料（賃借料に係る消費税及び地方消費税相当額、敷金、礼金、共益費その他類する諸経費を除く）
補助額	賃借料の2/3以内
補助期間	3年間
限度額	300万円/年
期 間	2023年度
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL:028-623-3202

**産業立地促進資金**

県内の工場用地等に工場等を設置する者に対して、工場等の設置のための資金融資を行うことにより、県内への多様な業種の立地を促進し、地域産業の振興・高度化することを目的とした融資です。

**1. 新規立地促進融資**

融資の種類	新規立地促進融資	
		知事特認
融資対象	各種法令等に基づく県内工場適地等（知事特認の対象となる産業団地を除く）に工場等を新設するもの	地方公共団体、地方公共団体等が出資する法人又は国等により取得又は造成された県内の産業団地等（※）に工場を新設するもの
融資限度額	10 億円	20 億円
融資期間	12 年以内（うち据置 2 年以内）	15 年以内（うち据置 3 年以内）
融資利率（固定）	保証協会の保証を付す場合、 年 1.9%以内（責任共有制度対象外） 年 2.1%以内（責任共有制度対象） 保証協会の保証を付さない場合、 年 2.4%以内	保証協会の保証を付す場合、 年 1.4%以内（責任共有制度対象外） 年 1.6%以内（責任共有制度対象） 保証協会の保証を付さない場合、 年 1.7%以内
着工前の承認	不要	必要
取扱する金融機関	栃木県内に営業店を有する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫	
資金の用途	① 土地の購入資金（土地取得後、3 年以内に操業を開始するものに限り） ② 工場等の建築資金 ③ 機械等の購入資金（新規に限り）	
融資実行・返済方法等	融資実行及び返済方法等その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによります	
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL：028-623-3202	

※真岡第 1 工業団地・真岡第 2 工業団地・真岡第 3 工業団地・真岡第 4 工業団地

・真岡第 5 工業団地・大和田産業団地

※新規立地促進融資とグローアップ融資の併用はできません。

※植物工場に関する保証協会の保証の取り扱いについては保証協会にご確認ください

## 2. グローアップ融資

名 称	グローアップ融資
融資対象	とちぎ新事業創出事業環境整備構想に定める重点6分野等の成長分野における先進性のある大規模投資又は雇用創出等地域経済への波及効果の大きい大規模投資
融資限度額	5億円 ※下限5,000万円超
融資期間	12年以内(うち据置2年以内)
融資利率 (固定)	保証協会の保証を付す場合、 年1.7%以内(責任共有制度対象外) 年1.9%以内(責任共有制度対象) 保証協会の保証を付さない場合、 年2.1%以内
着工前の承認	必要
取扱する 金融機関	栃木県内に営業店を有する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫
資金の用途	① 工場等の建築資金 ② 機械等の購入資金(新規、拡充に限ります)
融資実行・ 返済方法等	融資実行及び返済方法等その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによります
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL: 028-623-3202

## ○新たな取組による販路拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

### 真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金（創業者向け）

真岡市は、市内で新たに創業する新しいマーケットの創出を支援し、地場産業の振興を図ることを目的に、新製品開発及び販路開拓に対し予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金	
事業期間	2023年4月1日～2028年3月31日まで(5年間)	
対 象 者	市内において創業又は事務所等の設置から3年以内の中小企業者で、新製品開発や販路開拓を行う者	
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業基本法第2条に定める業種であること</li> <li>・ 申請する事業に専念し、直接従事していること</li> <li>・ 他の機関から同種の補助を受けていない者</li> <li>・ 市税に滞納がない者</li> </ul>	
対象経費	新商品開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大学及び研究機関等との共同開発に係る経費(負担金)</li> <li>(2) 原材料及び副資材の購入に係る経費(原材料費)</li> <li>(3) 設備及び機械装置の購入並びにリースに係る経費(工事請負費、備品購入費、使用料及び賃借料)</li> <li>(4) 工具器具の購入に係る経費(消耗品費及び備品購入費)</li> <li>(5) 外注加工及びデザイン開発に係る経費(委託料)</li> <li>(6) その他市長が特に必要と認める経費</li> </ul>
	販路開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 見本市・展示会の会場に係る経費(委託料、使用料及び賃借料)</li> <li>(2) 出品物の輸送に係る経費(通信運搬費)</li> <li>(3) その他市長が特に必要と認める経費</li> </ul>
補助金額	対象経費の1/2 限度額30万円 ※1事業者1回のみ	
申請期間	通年	
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金申請書(様式第1号)</li> <li>・ 事業計画書(様式第2号)</li> <li>・ 開業届の写し又は登記簿謄本及び定款の写し</li> </ul>	
交付決定後の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金実績報告書(様式第4号)</li> <li>・ 補助対象経費の金額がわかる領収証等の写し(証拠書類を含む)</li> <li>・ 真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付請求書(様式第6号)</li> </ul>	
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134	

## ○新たな取組による販路拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

### 真岡市事業承継者支援補助金

真岡市は、地場産業の振興を図ることを目的として、新たな販路開拓に取り組む事業計画に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市事業承継者支援補助金
事業期間	2020年4月～2025年3月(5年間)
対 象 者	市内に本店等を有し10年以上継続していた事業を引継ぎ3年以内の中小企業者で、新商品・新サービスの開発又は市外で展示会等の出店を行う者
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業信用保険法第2条に定める業種であること</li> <li>・ 申請する事業に専念し、直接従事していること</li> <li>・ 市内商工団体の支援を受け事業計画を策定していること</li> <li>・ 交付決定を受けた際に氏名及び事業計画の公表を承諾できること</li> <li>・ 市税に滞納がない者</li> </ul>
対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(福祉事業のみ)、委託費、設備処分費、外注費 ※汎用性があり目的外使用になり得るものを除く
補助金額	対象経費の1/2 限度額30万円 ※1事業者1回のみ
申請期間	通年(真岡商工会議所又はにのみや商工会へ事前にご相談ください)
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真岡市事業承継者支援補助金交付申請書(様式第1号)</li> <li>・ 補助対象事業計画書(様式第2号)</li> <li>・ 支援計画書(商工団体作成)(様式第3号)</li> <li>・ 開業届の写し又は登記簿謄本及び定款の写し等</li> <li>・ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
交付決定後の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真岡市事業承継者支援補助金交付申請取下届出書(辞退する場合)(様式第5号)</li> <li>・ 真岡市事業承継者支援補助金実績報告書(様式第6号)</li> <li>・ 補助対象経費の金額がわかる領収書等の写し(証拠書類を含む)</li> <li>・ 真岡市事業承継者支援補助金交付請求書(様式第8号)</li> </ul>
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

## ○新たな取組による販路拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

### 真岡市小規模事業者支援補助金

真岡市は、地場産業の振興を図ることを目的に、小規模事業者が商工団体等の支援を受けながら、新たな販路開拓に取り組む事業計画に対して、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市小規模事業者支援補助金
事業期間	2020年4月～2025年3月(5年間)
対 象 者	市内で本店等を有し、創業又は事業承継から3年以上経過している小規模事業者で、新商品・新サービスの開発又は展示会等の出店を行う者
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業信用保険法第2条に定める業種であること</li> <li>・ 申請する事業に専念し、直接従事していること</li> <li>・ 市内商工団体の支援を受け事業計画を策定していること</li> <li>・ 交付決定を受けた際に氏名及び事業計画の公表を承諾できること</li> <li>・ 所定の期間内に事業計画書等の申請書類を市へ提出し、採択されること</li> <li>・ 市税等に滞納がない者</li> </ul>
対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費 ※汎用性があり目的外使用になり得るものを除く
補助金額	対象経費の1/2 限度額20万円
申請期間	例年7月から募集開始 (真岡商工会議所又はにのみや商工会へ事前にご相談ください)
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真岡市小規模事業者支援補助金交付申請書(様式第1号)</li> <li>・ 補助対象事業計画書(様式第2号)</li> <li>・ 支援計画書(商工団体作成)(様式第3号)</li> <li>・ 直近2年分の確定申告書の写し(第一・二表、収支内訳書、決算書等)</li> <li>・ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
交付決定後の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真岡市小規模事業者支援補助金交付申請取下届出書(辞退する場合)(様式第5号)</li> <li>・ 真岡市小規模事業者支援補助金実績報告書(様式第6号)</li> <li>・ 補助対象経費の金額がわかる領収書等の写し(証拠書類を含む)</li> <li>・ 真岡市小規模事業者支援補助金交付請求書(様式第8号)</li> </ul>
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

## ○特許等の出願をお考えのとき

補助金

真岡市

### 真岡市産業財産権取得事業費補助金

中小企業の競争力向上、経営基盤の安定及び体質強化を目的として、産業財産権の出願に係る費用の一部補助を行っています。

名 称	真岡市産業財産権取得事業費補助金
対 象 者	中小企業法第2条に規定する中小企業者で、市内に主たる事業所を有し、市内で1年以上事業を営んでいること
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税等に滞納がないこと</li> <li>・同一の補助対象者に対して、1会計年度内において1回に限る</li> </ul> <p>※ただし、既にこの補助金の交付決定を受けた産業財産権と同一の権利に係る出願は、申請年度にかかわらず、補助の対象とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の機関からこの要綱に基づく補助と同種の補助を受けている者は、補助対象者とはならない</li> </ul>
補助対象事業	<p>補助の対象となる事業は、補助対象者が自ら開発した製品、技術、意匠等に係る産業財産権の出願で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許法に基づく特許出願</li> <li>・実用新案法に基づく実用新案登録出願</li> <li>・意匠法に基づく意匠登録出願</li> <li>・商標法に基づく商標登録出願</li> </ul>
補助対象経費	出願料、審査請求料、弁理士手数料等
補助金額	対象経費の3/4以内 ※1事業所1会計年度1回を限度
限 度 額	特許出願 補助1件当たり30万円 実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願 補助1件当たり10万円
申請期間	通年
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真岡市産業財産権取得事業費補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>・事業計画書</li> <li>・収支予算書</li> <li>・登記事項証明書の写し</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
交付決定後の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真岡市産業財産権取得事業費補助金実績報告書（様式第3号）</li> <li>・事業実績書</li> <li>・収支決算書</li> <li>・出願に係る申請書、通知書等の写し</li> <li>・詳細説明書、写真、図面、パンフレット等</li> <li>・補助対象事業に要した経費の支出を証する書類の写し</li> </ul>
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係：TEL：0285-83-8134

とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業

1.創業分野①創業支援

名 称	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業(創業支援事業)
対 象 者	中小企業者、企業組合、NPO法人、LLPとして創業する者(以下「創業者」という)
対象事業	<p>創業者による県内での創業に要する事務所又は店舗の改装費、運営費、広告宣伝費への助成</p> <p>ただし、(1)のいずれかに該当し、かつ(2)を満たすこと</p> <p>(1)創業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域密着型ビジネス(コミュニティビジネス)による創業</li> <li>② 商工団体等の公的支援機関の創業支援事業(創業塾、創業サポートアカデミー等)を修了した者による創業</li> <li>③ 商店街振興組合(これに準ずる任意団体を含む)が当該商店街の空き店舗対策のために誘致した者による創業</li> <li>④ 県内の公設BI(ビジネス・インキュベーション)施設を退室後、1年以内の者による創業</li> <li>⑤ 栃木県が実施する「空き店舗を活用した創業支援事業」の支援を受けた者による創業</li> </ul> <p>(2)その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 助成期間内(交付決定日から1年以内)に創業(個人は税務署への開業届の提出、法人は法人登記)すること、又は創業5年以内(申請時点)であること</li> <li>② 県内に新たに事務所又は店舗を設置すること、又は県内において使用している事務所又は店舗を改造・改装すること</li> <li>③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当しないこと</li> </ul> <p>※一部変更が生じる場合があります。詳細については下記連絡先にご連絡下さい。</p>
助成期間	1年以内
補助金額	対象経費の2/3以内 限度額100万円
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2607

## ○新たな研究開発等をお考えのとき

補助金

栃木県

### 2.戦略産業等分野①技術高度化助成事業

名 称	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業(技術高度化助成事業)
対 象 者	① とちぎ産業振興協議会、とちぎ未来技術フォーラム又はフードバレーとちぎ推進協議会の会員である中小企業者 ② ①からなるグループ
対 象	中小企業者等が行う、戦略3産業、未来3技術又は食品関連産業に係る、技術の高度化、新技術・新製品・新役務の開発事業に要する経費への助成
事業期間	1年以内
補助金額	対象経費の2/3以内 限度額300万円
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2601

### 2.戦略産業等分野②販路開拓助成事業

名 称	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業(販路開拓助成事業)
対 象 者	① とちぎ産業振興協議会、とちぎ未来技術フォーラム又はフードバレーとちぎ推進協議会の会員である中小企業者 ② ①からなるグループ
対象事業	中小企業者等が販路開拓のために行う、戦略3産業、未来3技術又は食品関連産業に関する展示会への出展及び品質マネジメントシステム認証取得に要する経費への助成
事業期間	1年以内
補助金額	対象経費2/3以内 限度額100万円
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2601

補助金

栃木県

### 脱炭素化技術育成支援事業

補助金名称	脱炭素化技術育成支援事業
補助対象者	① 県内の中小企業（みなし大企業は除く） ② 個人で事業を営んでいる事業主 等
補助対象事業	県内の中小企業等が行う、脱炭素化の実現に資する技術開発のうち、実用化に向けた理論を確立や試作品の開発等（大学・公的試験研究機関等の研究機関と連携して行う、技術開発も対象）で、他の補助金等の助成対象となっていないもの。
補助金額	対象経費の2/3以内 限度額500万円
補助期間	4月中旬から5月中旬
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター産業振興部 次世代産業支援チーム TEL:028-670-2608

## ○新たな研究開発等をお考えのとき

補助金

栃木県

### サポートユアビジネス事業

名 称	サポートユアビジネス事業
対 象 者	高度技術産学連携地域（宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町）に事務所又は事業所を有する中小企業者
対象事業	下記の分野における、創造的な技術及び製品の研究開発、技術の高度化及び高付加価値化を図る研究開発、地域資源を活用した研究開発、ソフトウェアの研究開発、その他当センター理事長が特に必要と認めたもの ○自動車○食品○AI・IoT・ロボット○光学○環境・新素材及び情報通信 ○航空宇宙○医療福祉○バイオテクノロジー○住宅
補助金額	対象経費の 1/2 以内 限度額 150 万円
申請期間	5 月中旬から 6 月中旬（例年）
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター産業振興部 次世代産業支援チーム TEL：028-670-2608

補助金

栃木県

### 世界一を目指す研究開発助成事業

名 称	世界一を目指す研究開発助成事業
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格を有する県内中小企業（製造業若しくはソフトウェア業）※<sup>1</sup></li> <li>※<sup>1</sup>：中小企業者は、中小企業基本法(昭和 38 年法律 154 号)2 条に規定するものです。（みなし大企業を含む。）</li> <li>・栃木県内の理工系大学等の高等教育機関※<sup>2</sup></li> <li>※<sup>2</sup>：大学のうち理工学・農学・医学・薬学等の各学部、国立高等専門学校、及び職業能力開発大学校とします。</li> </ul>
対象事業	<p>栃木県内の中小企業や理工系大学等の高等教育機関に属する若手※<sup>3</sup>の研究者や技術者が、小さくとも世界一の技術等の開発を目指して行う事業を対象とします。</p> <p>※<sup>3</sup>：代表研究者は、4 月 1 日現在で 4 5 歳未満の方とします。</p>
補助金額	対象経費の 10/10 限度額 100 万円
申請期間	4 月中旬から 5 月中旬（例年）
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター 産業振興部 戦略産業振興チーム TEL：028-670-2601

○新たな研究開発等をお考えのとき

補助金

栃木県

とちぎグリーン成長産業創出支援事業

名 称	とちぎグリーン成長産業創出支援事業
対 象 者	(1) 県内に事業所を有する中小企業（みなし大企業は除く） (2) (1) 記載の中小企業を実施主体とする複数の企業によって構成される連携体
対象事業	カーボンニュートラル社会の実現に資する革新的技術の実装や新産業の創出が見込まれる技術開発について、事業化の検討段階から実用化開発まで切れ目なく一体的に支援 (1) FS 調査 シーズの探索、アイデアの事業性検討や開発シナリオの策定等を行うための事前調査に要する経費を助成 (2) インキュベーション研究 実用化開発の前段の研究として、基礎的データの取得、現象やメカニズムの解明等、技術シーズ等の育成、ブラッシュアップ段階の研究に要する経費を助成 (3) 実用化開発 事業化を阻害している要因を克服し、製品化を目指す実用化、実証段階にある開発に要する経費を助成
補助金額	(1) FS 調査 助成率：中小企業 2/3 以内 大企業 1/2 以内 限度額：500 万円 (2) インキュベーション研究 助成率：中小企業 2/3 以内 大企業 1/2 以内 限度額：単体 500 万円、連携体 1000 万円 (3) 実用化開発 助成率：中小企業 2/3 以内 大企業 1/2 以内 限度額：単体 2,000 万円、連携体 4,000 万円
申請期間	4月中旬から5月中旬
問い合わせ先	(1) FS 調査 栃木県産業労働観光部産業政策課 次世代産業創造室 TEL：028-623-3203 (2) (3) インキュベーション研究・実用化開発 公益財団法人栃木県産業振興センター産業振興部 次世代産業支援チーム TEL：028-670-2608

○雇用改善をするとき

助成金

J E E D

**65 歳超雇用推進助成金**

**① 65 歳超継続雇用促進コース**

名 称	65 歳雇用推進助成金①65 歳超継続雇用促進コース							
概 要	65 歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする 66 歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成を行うコース							
支 給 額	◆定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入 1 事業主あたり（企業単位）1 回限りとする（単位：万円）							
	実施した制度	定年引上げ又は定年の定め廃止					継続雇用制度の導入	
		65 歳	66～69 歳以上		70 歳以上 (旧定年が 70 歳未満に限る)	定年の定め廃止 (旧定年が 70 歳未満に限る)	66～69 歳	70 歳以上 (旧定年及び継続雇用年齢が 70 歳未満に限る)
			5 歳未満	5 歳以上				
	1～3 人	15	20	30	30	40	15	30
	4～6 人	20	25	50	50	80	25	50
	7～9 人	25	30	85	85	120	40	80
10 人以上	30	35	105	105	160	60	100	
問い合わせ先	◆他社による継続雇用制度の導入（上限額 単位：万円）							
	措置内容		66 歳～69 歳	70 歳未満から 70 歳以上				
	支給額（上限）		10	15				
問い合わせ先	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部 高齢・障害者業務課 TEL:028-650-6226							

**② 高齢者評価制度等雇用管理改善コース**

助成金

J E E D

名 称	65 歳雇用推進助成金②高齢者評価制度等雇用管理改善コース							
助成内容	高齢者の雇用推進を図るために雇用管理制度の整備にかかる措置を実施した事業主に対して助成するコース <対象となる措置等の実施例> ○高齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度導入又は改善 等							
支給対象経費	①雇用管理制度の導入等に必要な専門家などに対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費 ②雇用管理制度の実施に伴い必要となる機器等の導入に要した経費							
支 給 額	支給対象経費（上限 50 万円）に 60%（中小企業事業主以外は 45%）乗じた額 ※支給対象経費は、初回に限り 50 万円とみなす 2 回目以降の申請は、①と②を合わせて 50 万円を上限とする経費の実費を支給対象経費とする							
問い合わせ先	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部 高齢・障害者業務課 TEL:028-650-6226							

## ○雇用改善をするとき

助成金

J E E D

### ③高年齢者無期雇用転換コース

名 称	65歳雇用推進助成金③高年齢者無期雇用転換コース
概 要	50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコース
支 給 額	対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円） ※1支給申請年度1適用事業所あたり上限10人
問い合わせ先	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部 高齢・障害者業務課 TEL:028-650-6226

## 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

### 障害者のための各種助成金

助成金

J E E D

名 称	①障害者作業施設設置等助成金 ②障害者福祉施設設置等助成金 ③障害者介助等助成金 ④重度障害者等通勤対策助成金 ⑤職場適応援助者助成金
概 要	①障害者の障害特性上による就労の課題を克服・軽減するための作業施設、トイレ等の付帯施設もしくは作業設備の設置または整備を行う場合に費用の一部を助成 ②障害者の障害特性による課題に配慮した休憩室等の施設の設置または整備を行う場合に費用の一部を助成 ③障害者の障害特性に応じた雇用管理を適切に行うために必要となる業務に係る介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成 ・介助者の配置、委嘱 ・手話通訳者等の委嘱 ・障害者相談窓口担当者の配置 ・職場復帰支援 ・職場支援員の配置、委嘱 ・重度訪問介護サービス利用者等職場介助 ④障害特性による通勤等の課題を軽減または解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成 ・住宅の賃借 ・指導員の配置 ・住宅手当の支払 ・通勤用バスの購入 ・通勤用バス運転従事者の委嘱 ・通勤援助者の委嘱 ・駐車場の賃借 ・通勤用自動車の購入 ⑤職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成 ・訪問型職場適応援助者 ・企業在籍型職場適応援助者
支 給 額	上記費用に助成金ごとの助成率を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）
問い合わせ先	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部 高齢・障害者業務課 TEL:028-650-6226

## ○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

真岡市

### 真岡市商工振興資金

この資金は、市内中小企業者等の皆さんが事業に必要な資金を円滑に調達していただくため、真岡市と金融機関が協調して行う融資制度です。

#### ① 運転資金

名 称	真岡市融資制度：運転資金		
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品仕入、買掛金支払、手形の決算等</li> <li>・真岡市商工振興資金（運転・設備）の既存借入金の借換え</li> </ul>		
限度額	1,000万円		
利 率	返済期間 3年以内の利率	返済期間 5年以内の利率	返済期間 7年以内の利率
	1.3%	1.5%	1.7%
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者</li> </ul>		
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資申込書（融資幹旋依頼書・融資依頼書）</li> <li>・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書）</li> <li>・法人 → 決算書最近2期分（附属明細書を含む）</li> <li>・個人 → 確定申告書最近2期分（申告決算書及び確定申告書）</li> <li>・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る）</li> <li>・保証料補助申請書</li> </ul>		

#### ② 設備資金

名 称	真岡市融資制度：設備資金			
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械器具等の購入、設備の改善、従業員の福利に関する設備</li> </ul>			
限度額	2,000万円			
利 率	返済期間 3年以内の利率	返済期間 5年以内の利率	返済期間 7年以内の利率	返済期間 10年以内の利率
	1.3%	1.5%	1.7%	1.9%
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者</li> </ul>			
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資申込書（融資幹旋依頼書・融資依頼書）</li> <li>・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書）</li> <li>・法人 → 決算書最近2期分（附属明細書を含む）</li> <li>・個人 → 確定申告書最近2期分（申告決算書及び確定申告書）</li> <li>・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る）</li> <li>・見積書及びカタログ</li> <li>・保証料補助申請書</li> </ul>			

## ○真岡市の中小企業向けの融資制度について知りたいとき

真岡市

融 資

### ③緊急経営対策資金

名 称	真岡市融資制度：緊急経営対策資金	
使いみち	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経営安定に必要な運転資金</li> <li>2. 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の既往借入金の借換え</li> <li>3. 自然災害等により必要となった運転資金又は設備資金（設備資金については必要な資格5の場合のみ）</li> </ol>	
限 度 額	運転資金：1,000万円	設備資金：2,000万円
利 率	返済期間 5年以内の利率	返済期間 10年以内の利率
	0.8%（責任共有制度対象外） 1.0%（責任共有制度対象）	1.0%（責任共有制度対象外） 1.2%（責任共有制度対象）
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない方で、景気低迷による売上不振等<sup>*</sup>や自然災害等の影響を受け、次のいずれかに該当する中小企業者</li> <li>※市が認める特定の要因による景気低迷（令和5年度は新型コロナウイルス感染症が対象）</li> <li>1. 最近1か月の売上高等が前年同月又は前々年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が3%以上減少する見込みであるもの</li> <li>2. セーフティネット保証4号認定者</li> <li>3. セーフティネット保証5号認定者</li> <li>4. 危機関連保証認定者</li> <li>5. 自然災害等の影響を受け、申込みの1年以内に本市の罹災証明等を交付されたもの</li> </ul>	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書）</li> <li>・ 調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可</li> <li>・ 法人 → 決算書最近2期分（附属明細書を含む）</li> <li>・ 個人 → 確定申告書最近2期分（申告決算書及び確定申告書）</li> <li>・ 市税の完納証明書（納税課発行のものに限る）</li> <li>・ 保証料補助申請書</li> <li>・ セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証、営業状況確認書のいずれか</li> </ul>	

## ○真岡市の中小企業向けの融資制度について知りたいとき

真岡市

融 資

### ④ 季節資金

名 称	真岡市融資制度：季節資金	
使いみち	・夏季（6月～8月）と年末（11月～12月）の事業経営に必要な運転資金	
限度額	各々500万円	
利 率	6月～8月申込み 翌年3月末日までの利率	11月～12月申込み 翌日9月末日までの利率
	1.2%	1.2%
必要な資格	・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書）</li> <li>・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可</li> <li>・法人 → 決算書最近2期分（附属明細書を含む）</li> <li>・個人 → 確定申告書最近2期分（申告決算書及び確定申告書）</li> <li>・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る）</li> <li>・保証料補助申請書</li> </ul>	

### ⑤ 創業資金

名 称	真岡市融資制度：創業資金	
使いみち	・融資振興会が創業に必要と認めた運転、設備資金及び創業後1年未満の運転、設備資金	
限度額	500万円	
利 率	返済期間5年以内の利率	
	1.5%	
必要な資格	・市内に事業所を開設する小規模企業者で、市内に2年以上居住し、市税に未納のない方又は出身者（二親等以内の親族が市内に2年以上居住する方）	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書）</li> <li>・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書）</li> <li>・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る）</li> <li>・新規事業計画書</li> <li>・見積書 及び カタログ</li> <li>・保証料補助申請書</li> </ul>	

## ○真岡市の中小企業向けの融資制度について知りたいとき

### ⑥特別小口資金

名 称	真岡市融資制度：特別小口資金
使いみち	・融資振興会等が基盤の強化を必要と認めた小規模企業者の運転、設備資金
限 度 額	300 万円（設備資金は所要額の 80 パーセント以内）
利 率	返済期間 3 年以内の利率
	1.3%
必要な資格	・市内で 1 年以上同一事業を営み、市税に未納のない小規模企業者
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書）</li> <li>・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書）</li> <li>・法人  決算書最近 2 期分（附属明細書を含む）</li> <li>・個人  確定申告書最近 2 期分（申告決算書及び確定申告書）</li> <li>・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る）</li> <li>・見積書 及び カタログ</li> </ul>

### ⑦商工業育成資金

名 称	真岡市融資制度：商工業育成資金
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品仕入、買掛金支払、手形の決算等</li> <li>・店舗の新築、改築、機械器具等の購入、設備の改善</li> </ul>
限 度 額	500 万円
利 率	返済期間 5 年以内の利率
	1.2%
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書）</li> <li>・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書）</li> <li>・法人  決算書最近 2 期分（附属明細書を含む）</li> <li>・個人  確定申告書最近 2 期分（申告決算書及び確定申告書）</li> <li>・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る）</li> <li>・見積書 及び カタログ</li> </ul>

## ○真岡市の中小企業向けの融資制度について知りたいとき

### ⑧ 関連倒産防止資金

名 称	真岡市融資制度：関連倒産防止資金
使いみち	・取引先企業倒産に関連し、債券回収が困難な場合
限 度 額	500 万円（債権回収が困難な額について）
利 率	返済期間 5 年以内の利率
	1.2%
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書）</li> <li>・ 調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書）</li> <li>・ 法人 → 決算書最近 2 期分（附属明細書を含む）</li> <li>・ 個人 → 確定申告書最近 2 期分（申告決算書及び確定申告書）</li> <li>・ 市税の完納証明書（納税課発行のものに限る）</li> <li>・ 保証料補助申請書</li> </ul>

### 中小企業信用保険法で定める小規模企業者・中小企業者の範囲

※バー、カフェ、キャバレー、金融業、遊技場を除く

#### <小規模企業者>

区分	従業員数
商業・サービス	5 人以上
その他の業種	20 人以上

#### <中小企業者>

区分	資本金	従業員
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

### 保証料の補助制度

運転資金・設備資金・緊急経営対策資金・関連倒産防止資金・創業資金・季節資金の利用者については、融資実行時に栃木県信用保証協会を經由して、保証料を全額補助する制度を設けています。

問い合わせ先 真岡市産業部商工観光課商工業係 TEL:0285-83-8134

○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

栃木県

栃木県創業支援資金

①別表 1

名 称	栃木県創業支援資金：別表 1
対 象 者	<p>県内で新たに中小企業者として創業しようとする者（創業して1年以内の者を含む。）のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特許法、実用新案法、意匠法に基づく権利を有する者で、それらの権利を生かして創業しようとするもの</li> <li>2. 同一企業に3年以上又は同一業種の企業に通算5年以上勤務している従業員（創業のために退職して1年以内の者を含む）で、その技術・経験を生かして創業しようとするもの</li> <li>3. 法律に基づく資格を所有する者で、その資格を活かして創業しようとするもの</li> <li>4. 商工会議所、商工会等の創業塾を修了した者（修了後1年以内の者に限る。）で、その知識を活かして創業しようとするもの                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営・財務など創業に役立つ知識の習得からビジネスプランの作成に至る一連の講座</li> <li>(2) 原則20時間以上の講座</li> </ol>                     ただし、当該時間未満のものについては、知事が認めるもの                 </li> <li>5. 国、県又は市町の創業に係る補助金・助成金を受けて創業しようとするもの</li> </ol>
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	運転資金 2,000 万円 設備資金 3,000 万円
融資期間	10 年以内（うち据置 1 年以内）
融資利率	年 1.9%以内（責任共有制度対象） 年 1.7%以内（責任共有制度対象外）  UIJ ターン創業者の場合は、 年 1.8%以内（責任共有制度対象） 年 1.6%以内（責任共有制度対象外）
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証を付するものとする
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内営業店
問い合わせ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181

## ○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

栃木県

### ②別表 2

名 称	栃木県創業支援資金：別表 2
対 象	次のいずれかに該当するもの 1. 事業を営んでいない個人が、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの 2. 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 3. 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの 4. 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの 5. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立（分社化）し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 6. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立（分社化）された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの 7. 事業を営んでいる個人が現在営んでいる事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの 8. 上記 3. に規定する創業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	3,500万円
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	年1.9%以内（責任共有制度対象） 年1.7%以内（責任共有制度対象外）  UIJ ターン創業者の場合は、 年1.8%以内（責任共有制度対象） 年1.6%以内（責任共有制度対象外）
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証を付するものとする
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内営業店
問い合わせ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181

○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

栃木県

③別表 3 (女性・若者・シニア支援)

名 称	栃木県創業支援資金：別表 3 (女性・若者・シニア支援枠)
対 象 者	<p>女性、若者、又はシニアで、次のいずれかに該当するもの          (別表 1 関連) 別表 1 融資対象の要件のいずれかに該当するもの          (別表 2 関連) 次の要件のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアで、1 か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの</li> <li>2. 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアで、2 か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの</li> <li>3. 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアが事業を開始した日以後 5 年を経過していないもの</li> <li>4. 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアにより設立された会社であつて、その設立の日以後 5 年を経過していないもの          (若者とは、融資申込時点で 30 歳未満のもの)          (シニアとは、同じく 55 歳以上のもの)          (法人の場合は、設立時から継続して女性・若者・シニアが代表者である場合に限る)</li> </ol>
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	2,000 万円
融資期間	10 年以内 (うち据置 1 年以内)
融資利率	<p>年 1.8%以内 (責任共有制度対象)</p> <p>年 1.6%以内 (責任共有制度対象外)</p>
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証を付するものとする
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内営業店
問い合わせ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181

## ○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

栃木県

### ④別表 4 (スタートアップ支援枠)

名 称	栃木県創業支援資金：別表 4 (スタートアップ支援枠)
対 象 者	次のいずれかに該当するもの 1. 事業を営んでいない個人であって、2 か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 2. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立（分社化）し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 3. 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの 4. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立（分社化）された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの 5. 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後 5 年を経過していないものであって、新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して 5 年を経過していないもの
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	3,500 万円
融資期間	10 年以内（うち据置 1 年以内） ただし、申込金融機関において本資金と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は、10 年以内（うち据置 3 年以内）とする
融資利率	年 1.6%以内（責任共有制度対象外）
自己資金	保証申込受付時点において税務申告 1 期末終了の創業者にあっては創業資金総額の 10 分の 1 以上の自己資金を有していることを要する。
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証（スタートアップ創出促進保証）を付するものとする
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内営業店
問い合わせ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181

## ○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

栃木県

### 栃木県一般資金（運転）

	一般枠	短期枠
融資対象者	県内に事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者、中企業団体	
資金使途	運転資金	
融資限度額	中小企業者 3,000 万円 中小企業団体等 1 億円 (組合員転貸は、1 組合員 1,000 万円以内)	中小企業者 2,000 万円 中小企業団体等 1 億円 (組合員転貸は、1 組合員 1,000 万円以内)
融資期間	7 年以内 (うち据置 1 年以内)	1 年以内
融資利率	年 2.5%以内 (保証なし) 年 2.2%以内 (責任共有制度対象) 年 2.0%以内 (責任共有制度対象外)	年 2.0%以内 (保証なし) 年 1.7%以内 (責任共有制度対象) 年 1.5%以内 (責任共有制度対象外)
信用保証及び保証料	金融機関の必要に応じて信用保証協会の保証を付するものとする	
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内営業店	
問い合わせ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181	

### 栃木県一般資金（設備）

融資対象者	県内に事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者、中小企業団体
対象設備	事業に必要な設備資金 ①機械 ・生産、加工、試験、測定、搬送、販売又は役務の提供に使用し設置の効果が十分に期待される機械 ・構築物等      ・事業実施に必要不可欠な車両      等 ②建物 ・店舗、工場、倉庫及び事務所等の新築、取得、増改築又は改装経費 ・上記建物に付随する設備の購入経費      ・テナント出店に要する改装経費      等 ③土地（投機目的での土地購入は対象外） ・事業拡大のための用地取得      ・事業承継における土地の譲り受け      等
融資限度額	1 億円
融資期間	10 年以内 (うち据置 1 年以内)
融資利率	年 2.5%以内 (保証なし) 年 2.2%以内 (責任共有制度対象) 年 2.0%以内 (責任共有制度対象外)
信用保証及び保証料	金融機関の必要に応じて信用保証協会の保証を付するものとする
問い合わせ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181

○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

日本政策金融公庫

日本政策金融公庫融資制度

一般貸付

資金の使いみち	運転資金	設備資金	特定設備資金
融資限度額	4,800 万円		7,200 万円
ご返済期間	5年以内（特に必要な場合7年以内） 〈うち据置期間1年以内〉	10年以内 〈うち据置期間2年以内〉	20年以内 〈うち据置期間2年以内〉
利率（年）	基準利率 使いみち、返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます		
担保・保証人	希望を伺いながら相談させていただきます		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 <a href="tel:0120-154-505">TEL:0120-154-505</a>		

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

資金の使いみち	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000 万円	
ご返済期間 （うち据置期間）	7年以内 （1年以内）	10年以内 （2年以内）
利率（年）	特別利率 F	
保証人・担保	保証人・担保は不要です 利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長の推薦が必要です	
問い合わせ先	日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505	

## ○中小企業勤労者向けの福利厚生支援

支 援

真岡市

### 中小企業勤労者元気アップ支援事業

真岡市では、市内の中小企業勤労者の皆様の福利厚生を支援するために、市と協定を結んだ施設の利用料金の一部を助成する「真岡市中小企業勤労者元気アップ支援事業」を実施しています。親睦を図るための社員旅行や家族旅行の際に、ぜひご利用ください。

名 称	中小企業勤労者元気アップ支援事業
助成対象者	従業員 300 人以下の市内中小企業に常時勤務する者及びその被扶養者 (ただし、事業主は除きます)
助成内容	1 人 3,000 円 ※市と協定を結んだ施設を利用することが条件です。協定施設は市のホームページで確認できます 利用者 1 人に対し、年度あたり 1 回の利用になります
利用の方法	①利用者が直接、協定施設に予約した後、市商工観光課へ申請書を提出してください ※申請書は、市のホームページからダウンロード出来ます ※交付申請には、事業所の代表者印等が必要になります ※予約の際に、当制度を利用する旨を伝えてください ②市より助成券を交付します ※発行には数日かかる場合があります 余裕をもってお申込みください ③協定施設にチェックインする際、助成券を受付に提出してください 助成額を差し引いた金額で利用することができます ※料金は、施設により異なりますので、予約時にお確かめください
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 勤労者係 TEL : 0285-83-8134

## ○関係機関一覧

### 関係機関一覧

#### 年金や保険の相談

	相談内容	問い合わせ先
厚生年金	厚生年金の加入などの手続き	宇都宮東年金事務所お客様相談室 TEL:028-683-3211
社会保険	社会保険の加入、資格得喪などの手続き	全国健康保険協会 栃木支部 TEL:028-616-1691
雇用保険	雇用保険の手続きなど	ハローワーク真岡 TEL:0285-82-8655
労災保険	労災保険の給付など	栃木労働局 労災補償課 TEL:028-634-9118
国民年金	国民年金の加入、資格得喪などの手続き	真岡市市民生活部国保年金課国民年金係 TEL:0285-81-3534 二宮支所福祉国保窓口係 TEL:0285-74-5004
国民健康保険	国民健康保険の取得、得喪などの手続き	真岡市市民生活部国保年金課国民健康保険係 TEL:0285-83-8123 二宮支所福祉国保窓口係 TEL:0285-74-5004

#### 税金について

	相談内容	問い合わせ先
市民税	法人の市民税について	真岡市総務部税務課市民税係 TEL:0285-83-8113
固定資産税	固定資産税、償却資産について	真岡市総務部税務課固定資産税係 TEL:0285-83-8114
所得税	確定申告、青色申告	真岡税務署 TEL:0285-82-2115

## ○関係機関一覧

### 労働について

	相談内容	問い合わせ先
労働条件の改善	労働条件の確保・改善、事業場に対する監督指導等に関する業務	栃木労働局 監督課 TEL：028-634-9115
	最低賃金、最低工賃、賃金等の統計調査等に関する業務	栃木労働局 賃金室 TEL：028-634-9109
労働基準法のこと	解雇、労働条件の変更等を巡る労働者・使用者との紛争の相談等、労働時間、休日、年休、育児休業、介護休業等	栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL:028-633-2795
労働災害の防止	労災保険給付、社会復帰促進等事業等に関する業務	栃木労働局 労災補償課 TEL：028-634-9118

### 労働・求人の相談

	相談内容	問い合わせ先
労働相談	労働問題全般	宇都宮労政事務所 TEL:028-626-3053
	労働者、使用者からの労働問題に関するあらゆる分野の労働相談 賃金不払い・解雇・労災の問題など	真岡労働基準監督署 TEL:0285-82-4443
	男女均等取扱い、職場におけるハラスメント、妊娠中の働き方、同一労働同一賃金など	栃木労働局 雇用環境均等室 TEL:028-633-2795
職業の相談	求人、求職の相談、各種雇用情報の提供	ハローワーク真岡 TEL:0285-82-8655

### 工場立地について

	相談内容	問い合わせ先
工場立地の相談	工場立地法の概要と届け手続き	真岡市産業部商工観光課商工業係 TEL：0285-83-8134

### 廃棄物について

	相談内容	問い合わせ先
廃棄物の相談	事業系一般廃棄物の処理	真岡市市民生活部環境課ごみ減量係 TEL:0285-83-8126
	産業廃棄物の処理	栃木県東環境森林事務所環境対策課 TEL：0285-81-9002

○関係機関一覧

身近な相談機関	公益財団法人栃木県産業振興センター	
主な事業内容	部・課・電話番号	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●総務・庶務経理</li> <li>●インキュベート・貸研究室の管理運営</li> <li>●広報・渉外業務</li> </ul>	総務企画部	総務企画グループ TEL:028-670-2600
<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報提供（情報誌・メルマガ）</li> <li>●各種研修事業の開催</li> <li>●センター会員制度</li> </ul>		情報研修チーム TEL:028-670-2606
<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合相談窓口</li> <li>●マネージャー等による相談</li> <li>●企業へのワンストップによる支援</li> <li>●専門家派遣</li> <li>●創業支援</li> </ul>	経営支援部	総合相談グループ TEL:028-670-2607
<ul style="list-style-type: none"> <li>●下請取引（受発注）あっせん</li> <li>●各種商談会の開催</li> <li>●下請かけこみ寺</li> <li>●市場展開支援、海外ビジネスの情報提供</li> </ul>		よろず相談拠点 TEL:028-670-2618
<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業の攻めの経営への気づきや人材確保の支援等</li> </ul>		取引支援チーム TEL:028-670-2603 TEL:028-670-2604
<ul style="list-style-type: none"> <li>●戦略3産業×未来3技術の振興</li> <li>●とちぎ未来チャレンジファンド活用助成</li> <li>●とちぎ自動車部品サプライヤー支援拠点</li> </ul>		プロフェッショナル人材戦略拠点 TEL:028-670-2311
<ul style="list-style-type: none"> <li>●フードバレーとちぎ推進事業</li> <li>●フードバレーとちぎ農商工ファンド活用助成</li> <li>●SDGs 推進企業支援</li> <li>●グリーン成長産業創造</li> <li>●とちぎビジネス AI センター運営</li> </ul>	産業振興部	戦略産業振興チーム TEL:028-670-2601 TEL:028-670-2602  次世代産業支援チーム TEL:028-670-2608
<ul style="list-style-type: none"> <li>●特許等取得・活用支援 知財相談窓口・訪問相談、知財専門家派遣</li> <li>●発明協会</li> </ul>	知的財産支援センター	TEL:028-670-2617
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号 FAX:028-670-2611・028-670-2616 URL: <a href="https://www.tochigi-iin.or.jp/">https://www.tochigi-iin.or.jp/</a> E-mail:center@tochigi-iin.or.jp		

## ○関係機関一覧

### 問い合わせ先一覧

#### 栃木労働局

宇都宮市明保野町1-4宇都宮第2地方合同庁舎  
TEL:028-633-2795  
(総合労働相談コーナー)  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/>

#### 宇都宮東年金事務所

宇都宮市元今泉6-6-13  
TEL:028-683-3211(代表)  
FAX:028-683-3177  
<http://www.nenkin.go.jp/>

#### 宇都宮労政事務所

宇都宮市竹林町1030-2河内庁舎5F  
TEL:028-626-3053  
FAX:028-626-3054  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

#### 全国健康保険協会 栃木支部

宇都宮市泉町6-20宇都宮DIビル7階  
TEL:028-616-1691(代表)  
FAX:028-616-1535  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

#### 真岡市役所 本庁舎

真岡市荒町5191  
TEL:0285-82-1111(代表)  
<http://www.city.moka.lg.jp/>

#### 真岡市役所 二宮支所

真岡市石島893-15  
TEL:0285-74-5002  
<https://www.city.moka.lg.jp/kakuka/ninomiya/index.html>

#### 真岡労働基準監督署

真岡市荒町5203  
TEL:0285-82-4443  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/kantoku/list.html>

#### ハローワーク真岡

真岡市荒町5101  
TEL:0285-82-8655  
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

#### 真岡商工会議所

真岡市荒町1203  
TEL:0285-82-3305  
<http://www.moka-cci.or.jp/>

#### にのみや商工会

真岡市久下田848-5  
TEL:0285-74-0324  
<http://ninomiya-shokokai.net/>

# 真岡市 事業者向け支援制度 ガイドブック

令和5年4月発行

真岡市 産業部 商工観光課 商工業係

〒321-4395

栃木県真岡市荒町 5191 番地

TEL:0285-83-8134

URL:<http://www.city.moka.lg.jp/>

Mail:[syokou@city.moka.lg.jp](mailto:syokou@city.moka.lg.jp)



NO.1 ICHIGO CITY



**MOKA**